
第 3 編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信・連絡が迅速、的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の整備を行うとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係班

本部統括班、農業商工班、救助班

第1 組織体制の整備

1 地震災害に強いまちづくりの推進に向けた体制整備概況

市は、市域に起こりうる最大の地震被害想定結果を踏まえて、地震災害に強いまちづくりの実現を図るため、関係各課が連携して対策の推進を行う。

2 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃から職員に対し災害時の役割の周知徹底を図るとともに、本計画に基づき地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を作成、配布し、災害時の初動体制・応急復旧の迅速化に努めるものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎(伊奈庁舎)が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図るものとする。

また、関係各課では、災害時に円滑に相互連携が図れるよう、日頃からの情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等、部局間の連携体制を整備する。

第2 相互応援体制の整備

1 市町村間及び民間団体との相互応援

(1) 市町村間協定の見直し及び締結

現在締結されている協定について、関係市町村との協議により必要に応じて協定内容等の

見直しを行う。

また、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進する。

（２）民間団体・事業所等との応援協定の締結

周辺市医師会、商工会、農業協同組合等をはじめとする関係団体、その他市内民間事業者との応援協定の締結を推進する。

（３）応援要請及び受入れ

市は災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、応援要請後、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

２ 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

災害時、国等の機関に対する職員派遣要請及び斡旋が、迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

第 3 自主防災組織等の育成・連携

１ 自主防災組織等の整備

（１）自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援を PR し、自主的な組織設立に取り組む。

（２）自主防災組織の単位・編成

ア 組織単位

組織の単位は自治会等を基本として、必要に応じてブロック分けをする。

イ 編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材の備蓄
- (オ) 災害時要配慮者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- (カ) 災害時要配慮者避難協力体制の計画
- (キ) 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

イ 災害時の活動

- (ア) 情報の収集、伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出、救護
- (オ) 救助・救護者リストの作成
- (カ) 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- (キ) 災害時要配慮者の安全確保

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び機材の整備等について支援を行う。

2 ボランティア組織の育成・連携

ボランティア組織の育成・連携は、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第3節 自主防災活動体制の整備」に定める。

3 地区内の防災活動推進

地区内の防災活動推進は「第2編 風水害等対策計画 第1章 第3節 自主防災活動体制の整備」に定める。

4 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、工場、大規模店舗等多数の人が出入りする施設に対しては、消防法8条の規定により、防火管理者を定め、当該対象物について消防計画を作成させる。防火管理者の作成する消防計画の主眼点は、次のとおりとする。

- ①当該対象物の規模、業態、階層、消防設備等を考慮した消火・通報・避難誘導・救助・警戒等の訓練の実施。
- ②消防用設備の点検・整備。
- ③火気の使用、又は取り扱いに関する監督。

(2) 危険物施設及び高圧ガス関連事業者等の防災組織

消防本部は、危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

危険物施設は、爆発性、毒性等の性質のものが、周囲に及ぼす影響も大きいことから自主防災体制の強化、事業所相互間の応援体制等を確立する。

5 企業防災の促進

企業防災の促進は「第2編 風水害等対策計画 第2章 第13節 業務継続計画（BCP）の策定」に定める。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害時の情報通信ネットワークは、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」に定める。

第2節 地震に強いまちづくり

■基本的考え方

この計画は、都市計画マスタープラン等市のまちづくりに関する関連計画との整合を図り、地震に強いまちづくりを実現するために必要な都市施設及び建築物の耐震化等に関する対策について定めるものである。

関係班	本部統括班、土木班、上下水道班
-----	-----------------

第1 防災まちづくりの推進

1 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、以下の点について、防災まちづくりの方針を策定するとともに、都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画に位置づけることで、防災まちづくりを推進する。

- ①市の災害危険度の把握と防災に配慮した土地利用計画
- ②市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

2 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- ①あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- ②緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- ③広域指定緊急避難場所等防災機能等の周辺地域であることを重視する。
- ④防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- ⑤消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- ⑥その他防災上必要な観点。

3 地域地区制度の効果的活用

既存市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つ等、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

4 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

5 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、道路等都市基盤と一体となった整備を推進することによって災害に強い市街地づくりを進める。

6 避難施設の整備計画の作成及び施設の追加・変更

大規模災害に備えて既に指定されている指定避難所及び指定緊急避難場所について、災害の発生時には速やかに、開設、運用ができるように、設備の拡充等に関する計画を作成する。なお、今後、施設の老朽化や市街地の動向に応じて、より安全な指定避難所及び指定緊急避難場所の追加・変更を検討する。また、必要に応じ、近隣市町村と協議の上、広域指定緊急避難場所の指定を検討する。

7 物資拠点の指定

市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

第2 建築物の耐震化・不燃化等の推進

1 建築物の耐震化

(1) 公共公益施設の耐震化対策

庁舎、学校及び社会福祉施設等の公共公益施設は、災害時における避難、医療救護活動等の応急、復旧対策活動の拠点となるため、市及び施設の管理者は耐震診断及び耐震補強等の対策を推進する。また、新築・改築の際には、耐震性等の一層の確保に努める。

(2) 住宅の耐震化

一般の住宅については、耐震診断の促進を図るとともに、家屋の耐震補強の実施を促進する。

(3) 医療救護施設の耐震化

災害時において、医療救護の活動上重要な拠点となる施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行う。

また、病院、診療所等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努めるものとし、市はこれを促進する。

(4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(5) 一般建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に、落下物の実態調査を行う。
- ② 調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(6) 危険なブロック塀等の倒壊防止対策

- ① 安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図る。
- ② 実態調査などにより、避難路及び指定緊急避難場所等を重点に危険なブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ③ 日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④ 新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守する旨を指導する。

2 建築物の不燃化

建築物の不燃化の推進にあたって、経年的な市街地の動向（建築物の構造、棟数変化や密集状況など）を調査、把握した上で、必要に応じて防火、準防火地域の指定について検討し、市民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

3 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物については、建築基準法施行令第42条に基づき、地盤が軟弱な区域を指定する。また、指定した区域において、地盤改良等の液状化対策を指導する。

4 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の耐震化

1 道路及び橋梁

(1) 道路の耐震化

災害時における円滑な交通を確保するため、道路管理者は危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから耐震化等に努める。

(2) 道路災害の防除

法面の崩壊や土砂災害の影響を受けやすい箇所について、その対策を進める。

(3) 橋梁の耐震化

老朽化など耐震性の低い橋梁については、橋脚補強等を実施するなどその対策を進める。

2 河川及び湖岸

河川施設の維持管理体制を強化するとともに、耐震性向上の観点からの適切な対応策を講じる。

第4 ライフライン施設の耐震化

1 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池等の耐震補強または更新

配水池等の重要施設のうち、耐震性が不足するものについては二次災害を回避するため早急に耐震補強または更新を図る。

(2) 緊急時給水能力の強化

緊急時の配水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど施設整備を図る。

(3) 重要給水施設への配水管の耐震化

災害時に避難者の生活の場となる指定避難所及び災害対策本部となる市役所については、災害時に給水を優先すべき防災拠点と位置付け、その機能に障害が生じないように、浄水場から各拠点までの配水管の布設替えを進め、耐震化を図る。

(4) 老朽管の更新

経年劣化により老朽化した管や耐震性が不足する管路について順次更新を図る。

(5) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、指定避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

2 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、可撓性・伸縮性を有する継手の採用、地盤改良等による液状化対策の実施等、耐震補強工事を実施する。

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5 後方医療施設の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院を指定しており、本市に関する災害拠点病院は、次表のとおりである。

なお、災害拠点病院の有する支援機能は、おおむね次のとおりである。

- ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- ②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

表：災害拠点病院指定状況

区分	医療圏	医療機関名	所在地	電話番号
基幹	全県	水戸赤十字病院	水戸市三の丸3丁目12番48号	029-221-5177
基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1丁目3番地1	029-851-3511
地域	つくば	筑波大学附属病院	つくば市天久保2丁目1番地1	029-853-3900
地域	つくば	筑波記念病院	つくば市要1187-299	029-864-1212

※令和3年4月1日現在

第6 地盤災害対策

1 地盤災害危険度の把握と周知公表

(1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(2) データベースの活用

ア 地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策工法の必要性の判定などに活用していく。

イ 土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の市民に対して説明会を開催し、市民の災害に関する知識の啓発を図る。

(3) 土砂災害危険区域の周知徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域内に居住している市民等について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

2 斜面崩落防災対策

土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

3 造成地災害防止対策

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、巡視等により違法な開発等の取り締まりを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等対策を講ずる。

4 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

5 液状化対策

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

第7 危険物施設等の安全確保

1 石油类等危険物施設の予防対策

(1) 指導及び防災意識の啓発

危険物施設は、消防法及び関係法令によって、細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成を指導し、マニュアルに基づく訓練による防災意識の啓発を図る。

(2) 施設の保全及び耐震化

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう、危険物施設の管理者等に対し指導を行う。

(3) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(4) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(5) 自主防災体制の確立

消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう、危険物施設の管理者に対し指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(6) 防災用資機材の整備

消防本部、消防署及び市は、複雑多様化する危険物の備えとして、化学消防力の強化に努める。

(7) 市民(一般取扱者)への啓発

ガソリンスタンドにおけるセルフ給油や、各家庭における少量危険物施設からの火災等を考慮し、市民への啓発を行う。

2 高圧ガス及び火薬類取り扱い施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

ア 防災マニュアルの整備及び関係者への周知

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備を所有する市民に対し、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業所間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の啓発と技術指導を行う。また、定期自主検査の実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の啓発を図る。また、定期自主検査の実施を指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は、速やかにその施設の点検を行い、被害の有無等を県及び市へ通報するよう指導する。

第3節 地震被害軽減への備え

■基本的考え方

この計画は、地震被害の軽減を図る上で重要となる災害時輸送の確保、消火活動、救助・救急活動、医療救助活動、被災者支援及び災害時要配慮者の安全確保について、事前に講ずるべき対策について定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、救護班、上下水道班

第1 緊急輸送への備え

1 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道 294 号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道 354 号が指定されている。

近隣市町村では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道 294 号及び国道 354 号の安全性確保に向けた整備を要請する。

2 緊急輸送道路ネットワークの構築

県から指定されている緊急輸送道路と併せて、災害活動拠点との関連を考慮して、市道において緊急輸送時に重要となる道路を選定し、有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークの構築に努める。

3 ヘリポートの指定、整備

重傷者の高度医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを災害活動拠点となる施設、もしくはその周辺地に確保し、その整備に努めるとともに、臨時ヘリポートの指定、拡大について、県及び関係機関との協議により検討する。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

1 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。市及び消防関係機関は、一般住宅所有者等に対し、地震時の出火予防対策に関する知識の普及、啓発に努める。

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対し地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを指導する。

イ 電気器具からの出火の予防

市及び消防関係機関は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを指導する。

ウ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等において、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

2 消防力の強化

(1) 消防体制の充実・強化

合併前の消防相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。消防力の整備指針を充足するよう消防力の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

(2) 消防水利の充実と耐震性防火水槽の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか、河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、地震災害時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用の制限が予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

①上水道対策は緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。

②消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年間計画により、新設・増設に努める。

特に重要拠点には、耐震性貯水槽の配備に努める。また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

③消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、地震災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実に努めるとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

④広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定等に基づき、協定を締結している複数の消防本部・消防署・消防団合同の消火、救助訓練を実施し、災害時への対応力の強化を図る。また、応援、受援の対応計画を具体的に立案する。その際

には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

(3) 消防団の育成・強化

地震災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、地震災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

3 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を実施し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 救急活動体制の強化

大規模な地震災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ①救急救命士の計画的な養成
- ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③救急隊員の専任化の促進
- ④教育訓練の計画的な実施
- ⑤消防本部と市内医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- ⑥市民に対する応急手当方法の指導

(4) 災害用ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(5) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

(6) 消防本部・警察・自衛隊等の救助隊との連携強化

消防本部及び警察署、自衛隊等他機関の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確立する。

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火能力の向上

過密化する市街地においては、震災時における自主的な初期消火活動が火災の延焼防止に大きく貢献することとなる。このため、市では災害危険性の高い市街地から順次、自主防災組織の設立を支援していくとともに、初期消火活動に必要な備品の整備を支援し、初期消火能力の向上を図る。

設立された自主防災組織に対し、防火用水の確保、風呂水の貯め置きなどを地域ぐるみで推進するよう指導する。また、事業所に対して、地域の自主防災組織との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう指導する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出用資機材の備蓄

自主防災組織に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄や、地域内の建築業者等から調達できるよう支援していく。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市民に対する応急手当方法の普及、啓発を図る。

第3 医療救助活動への備え

医療関係機関に対し、病院防災マニュアルの策定と職員への周知徹底を図るとともに、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努めるよう指導する。

医療関係機関の防災訓練の実施に当たっては、社会福祉施設やその周辺の市民の参加を促し、地域社会における災害時共助の推進につなげるものとする。

第4 被災者支援のための備え

1 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される地震被害等想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保が出来なくなった者に対しての受入れ保護を目的として指定避難所を指定するとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。

指定避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図る。

2 指定避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、指定避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

3 指定避難所の整備

指定避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備、自立分散型エネルギー等の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- ①食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- ②生活必需品
- ③ラジオ、テレビ
- ④通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む）
- ⑤放送設備
- ⑥照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- ⑦炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧給水用機材
- ⑨医療資機材（常備薬含む）
- ⑩物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ⑪仮設の小屋またはテント、仮設トイレ
- ⑫工具類

また、指定避難所の設備の整備については、避難者のプライバシーに配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の災害時要配慮者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を行う。

4 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

市は、社会福祉協議会及び日本赤十字社茨城県支部と連携を図り、災害時に必要となる食糧及び毛布等生活必需品の調達・供給に関する体制を整備する。

（1）食糧の備蓄並びに調達体制の整備

ア 指定避難所等の備蓄、調達体制

市は、指定避難所等において想定される被災人口の最低 3 日分、推奨 1 週間分を目安として食糧の備蓄に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施すること

とする。備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、茨城みなみ農業協同組合、スーパーマーケット、その他販売業者との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村等に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

イ 市民及び地域の備蓄の普及

市は、市民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記に掲げる品目等、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。

また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。

ウ 事業所の備蓄の普及

事業所（企業）は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努めるものとする。

(2) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

ア 指定避難所等の備蓄、調達体制

想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要配慮者の状況を考慮する。さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。そのほか、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結し、協力体制を構築する。

イ 事業所、市民等の備蓄の普及

市は、事業所及び市民に対して、日常生活に必要となる品目を備えるよう指導、啓発していく。

5 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行うものとする。

< 品 目 >

①給水タンク車 ②給水タンク ③応急給水栓 ④給水袋等

(1) 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を予め定め、職員に周知徹底する。応急給水・応急復旧の行動指針は、水道施設の耐震化の進捗等、状況の変化に応じ見直すものとする。

(2) 検査体制の整備

市は、災害時に井戸水等を飲用しなければならない場合には、飲用の適否を調べるため、家庭用井戸水と浄水場水源の地下水源は、現行の担当課が水質検査を行う。

第5 災害時要配慮者の安全確保のための備え

災害時要配慮者の安全確保のための備えは「第2編 風水害等対策計画 第3章第13節 災害時要配慮者安全確保対策」に定める。

第6 燃料不足への備え

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

防災拠点施設には、自家発電設備の設置を進めるとともに、長期的な稼働を踏まえた燃料供給計画の策定に努める。

2 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第4節 防災教育・訓練

■基本的考え方

この計画は、市民一人ひとりの自助防災対策の向上を目的として、防災に対する知識・行動力を高めるために必要な措置について定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、学校班、物資管理班

第1 防災教育

1 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

市は、主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①地震防災に関する一般的な知識
- ②市内で想定される地震災害に関する知識
- ③自らが住まう地域で想定される地震災害に関する知識
(密集市街地での延焼の恐れ、地震に伴う土砂災害など)
- ④地震が起きた場合の一般的な避難行動に関する知識
- ⑤地震が起きた場合の自らの地域における避難行動に関する知識
(地震時のとっさの行動、具体的な指定緊急避難場所、避難経路等について)
- ⑥地震災害の情報入手に関する知識
- ⑦地域社会における地震災害予防に関する知識
(自主防災組織について、周辺地域社会での共助の考え方について)
- ⑧各家庭における地震災害予防に関する知識
(災害時の家族内での連絡方法、地震時に集合する場所、必要備蓄品、家具の固定、家屋の耐震化、地震保険加入の必要性)
- ⑨地震災害予防に対する公的支援メニューに関する知識
- ⑩震災時に機能する公的団体の活動内容に関する知識
(行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など)
- ⑪その他地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

ア 広報紙、パンフレット、防災マップ等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、市民への適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。

なお、作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解を促進する。

イ 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

ウ 講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

エ 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、対象地区の市民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取組みを推進する。

オ その他のメディアの活用による普及

(ア) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

(イ) ビデオ、フィルムの製作、貸出

(ウ) 文字放送の活用

(エ) インターネットの活用

2 教育・保育施設等における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

①教育・保育施設等においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとともに、保護者も一緒に防災に関する知識を学べる機会を設けるよう努める。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

②地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたって

は、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

3 災害教訓の伝承

大規模災害の各種資料の収集・保存・公開により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

第2 防災訓練

1 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、発生可能性の高い複合災害を想定し、図上訓練・実働訓練の実施に努めるとともに、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう務める。

(1) 訓練種目(例)

訓練種目は、次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物除去
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要配慮者の支援(避難所への避難等)
- ⑪応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

市及び防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

イ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒等を含めた市民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

市は、学校、病院、工場、事業所、大規模店舗等で消防法により定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するよう指導する。また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも、積極的に参加するよう指導する。

(2) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く災害時要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策

第1節 組織

■基本的考え方

この計画は、地震災害が発生した時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

また、災害対応については、主たる担当部署を明記した分掌事務に沿って行うことになるが、全ての災害対策業務については、全庁的に協力して対応にあたる。

関係班

全班

第1 つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、災対法第16条第1項に基づき設置された機関で、市の防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第133号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

第2 災害警戒本部

1 つくばみらい市災害警戒本部

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2 設置基準

災害警戒本部は、おおむね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ①震度5弱の地震が発生したとき。
- ②南海トラフ地震に関する情報が発表されたとき。

3 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

災害警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害警戒本部を廃止する。

4 組織・編成等

(1) 災害警戒本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

「本章第1節 第4 その他」の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害警戒本部会議の招集

ア 出席者

災害警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長

イ 協議事項

- ①被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②災害への警戒に関すること
- ③初期応急対策の検討・実施に関すること
- ④救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- ⑤避難対策に関すること
- ⑥広報活動に関すること
- ⑦各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

第3 災害対策本部

1 つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため災対法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第134号）の定めるところによる。

2 設置基準

災害対策本部は災対法第23条の2第1項の規定に基づき、おおむね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ア 震度5強以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。

3 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

災害対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災危機管理課、その他関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

本部は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害対策本部を廃止する。

4 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課、その他関係機関に連絡、周知するものとする。

5 組織・編成等

(1) 災害対策本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

「本章第1節 第4 その他」の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害対策本部会議の招集

ア 出席者

災害対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長、消防団長

イ 協議事項

- ①災害対策活動の総合調整に関すること
- ②避難情報の発令に関すること
- ③指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- ④自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ⑤公費負担等に関すること
- ⑥災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- ⑦本部の廃止に関すること
- ⑧各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

第4 その他

1 災害対策本部（災害警戒本部）について

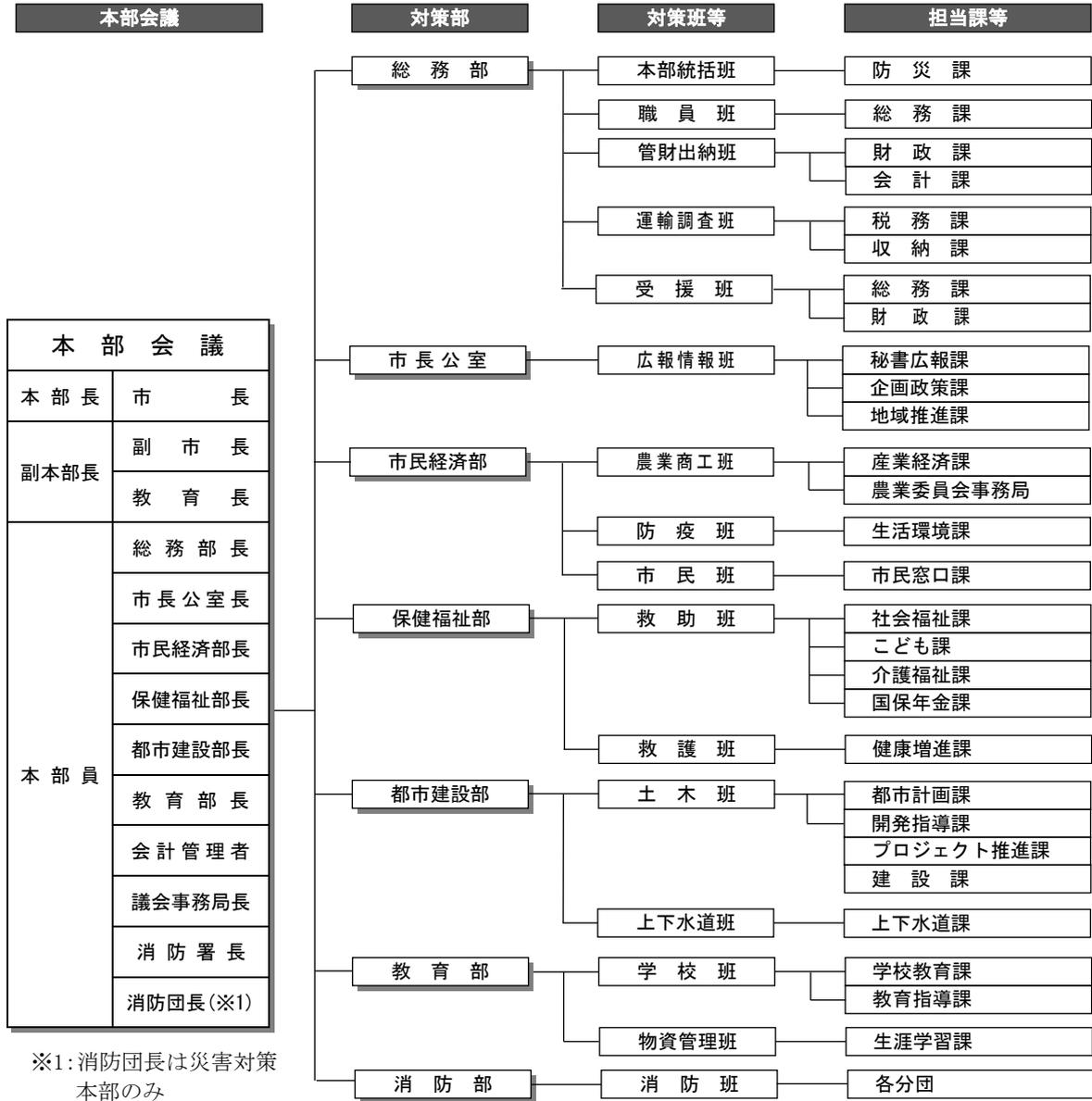
- ①各部長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。
 ②対策部の対策部長（責任者）は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることのできない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部員が任命する職員がこれにあたる。

表：対策部の対策部長（責任者）の一覧

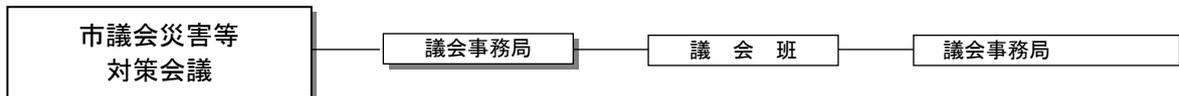
対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (防災課長)	本部統括班	防災課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸調査班	税務課長
		受援班	総務課長補佐
市長公室	市長公室長 (秘書広報課長)	広報情報班	秘書広報課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (都市計画課長)	土木班	都市計画課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校総務課長)	学校班	学校総務課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防班	消防団副団長
議会事務局	議会事務局長	議会班	議会事務局長補佐

- ③本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
 ④各対策部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、本部長に対し設置を要請することができる。
 ⑤本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。
 ⑥全ての保健師は救護班の指揮下に集約し、活動する。
 ⑦議会班は、「つくばみらい市議会業務継続計画（議会BCP）」、「つくばみらい市議会災害等対策会議設置要綱」、「つくばみらい市議会における新型インフルエンザ等対策会議設置要綱」に基づき対応する。

図：つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図



図：つくばみらい市議会災害等対策会議組織図



2 各対策部及び対策班の事務分掌

下表に示す「災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」については、対策班等及び担当課等が行う事務分掌について、次の点を配慮し、まとめたものである。

①対策班等及び担当課等が主導して行う分掌事務を明確化

②業務継続計画（BCP）を基に、着手しなければならない分掌事務を時系列で整理した

なお、「主となる分掌事務」を主導して行う対策班等及び担当課等を示したものであり、対応する人員を固定するものではない。人員不足などにより応援が必要な場合は、対策部または全庁的に対応するものとする。

また、時間軸は、計画的に行えるよう目安として示したものである。被害状況や人員の配置状況等によっては、時間軸にとらわれずに臨機応変に対応するものとする。

表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐する 本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する 災害警戒本部決定事項を命令指揮する 本部長の命を受け本部の事務に従事する 必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐する 本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長 消防団長	<ul style="list-style-type: none"> 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 災害対策本部決定事項を命令指揮する 本部長の命を受け本部の事務に従事する 必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	本部統括班 (防災課長)	防災課	【発災から3時間以内に着手する】 ・本部の設置に関する事 ・本部員の招集に関する事 ・本部会議の運営に関する事 ・警報・地震情報、竜巻注意情報に関する事 ・各対策班との連絡調整に関する事 ・防災関係機関との連絡調整に関する事 ・県、国等への被害報告に関する事 ・自衛隊派遣要請に関する事 ・県及び他市町村への応援要請に関する事 ・防災行政無線の管理・運営に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・激甚化災害の指定手続に関する事 ・災害救助法の適用申請及び事務に関する事
			【適時着手する】 ・本部の廃止に関する事
	職員班 (総務課長)	総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・職員の動員に関する事 ・職員の安否に関する事 ・職員の食糧、物資の供給及び厚生に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・職員の公務災害に関する事 ・職員の派遣応援に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	管財出納班 (財政課長)	財政課	【発災から3時間以内に着手する】 ・車両の調達、管理に関する事 ・庁舎のライフライン機能等の確保に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関する事 ・寄附の対応に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関する事 ・寄附の対応に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		会計課	【発災から3時間以内に着手する】 ・災害対策に必要な経費の支出に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
運輸調査班 (税務課長)	税務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関する事 ・被災者の移送に関する事 ・輸送関係機関との連絡調整に関する事	
		【発災から3日以内に着手する】 ・住宅のり災証明書の受付・発行に関する事	
		【発災から1週間以内に着手する】 ・り災証明に係る住宅の被害認定調査に関する事 ・税の減免に関する事	
		【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事	

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	運輸調査班 (税務課長)	収納課	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助物資、資材等の運送に関すること ・被災者の移送に関すること ・輸送関係機関との連絡調整に関すること <p>【発災から1週間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予等に関すること <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内・その他の応援に関すること
	受援班 (総務課長補佐)	総務課 財政課	<p>【発災から12時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受援に関する全体の状況把握とりまとめ ・受援に関する全体の管理 ・外部との調整（県、協定団体等） ・庁内調整（ニーズ把握など） ・受援に係る調整会議の開催
市長公室 (市長公室長)	広報情報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への災害広報に関すること ・報道機関への対応に関すること ・災害記録(被害状況及び写真等)の作成に関すること ・電話の受付等災害情報の収集に関すること ・各部への収集情報の報告・伝達に関すること <p>【発災から3日以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・災害視察及び見舞者の対応に関すること <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内・その他の応援に関すること
		企画政策課	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者への情報提供に関すること ・電話の受付等災害情報の収集に関すること ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関すること ・各部への収集情報の報告・伝達に関すること <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内・その他の応援に関すること
		地域推進課	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者への情報提供に関すること ・電話の受付等災害情報の収集に関すること ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関すること ・各部への収集情報の報告・伝達に関すること <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内・その他の応援に関すること
市民経済部 (市民経済部長)	農業商工班 (産業経済課長)	産業経済課 農業委員会事務局	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧の調達・供給に関すること ・衣料・生活必需品等の調達・供給に関すること ・農業に関する被害調査に関すること ・家畜及び家禽（かきん）の被害調査に関すること <p>【発災から3日以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設・工業施設の被害調査に関すること ・家畜の伝染病予防に関すること <p>【発災から1週間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業に関するり災証明書の受付・発行に関すること ・労務者の確保及び供給に関すること ・罹災者の就職あっせんに関すること <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内・その他の応援に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
市民経済部 (市民経済部長)	防疫班 (生活環境課長)	生活環境課	【発災から3時間以内に着手する】 ・ごみの収集、処理に関する事 ・し尿の収集、処理に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・災害時における公害対策に関する事 ・死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・防疫、衛生活動に関する事 ・災害廃棄物処理に関する事
			【適時着手する】 ・ペットの保護に関する事 ・部内・その他の応援に関する事
	市民班 (市民窓口課長)	市民窓口課	【発災から3時間以内に着手する】 ・行方不明者の把握に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	社会福祉課	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所及び指定福祉避難所の開設に関する事 ・指定避難所運営の総括に関する事 ・災害時要配慮者の把握・保護に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害ボランティアへの対応に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・災害弔慰金・障害見舞金に関する事 ・災害見舞金に関する事 ・義援金の取扱いに関する事 ・生活福祉資金の貸付に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		こども課	【発災から3日以内に着手する】 ・保育園児の保護に関する事 ・応急保育に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・遺体の処理、安置、埋火葬に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		介護福祉課	【発災から12時間以内に着手する】 ・被災者の救出に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・介護保険料の減免に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務(業務開始目標時間)
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	国保年金課	【発災から1日以内に着手する】 ・指定避難所等における炊き出し食品の給与に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・国民健康保険税の減免に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	救護班 (健康増進課長)	健康増進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・所管施設における利用者の安全に関する事 ・所管施設の点検及び応急措置に関する事 ・病院・医院の被害把握に関する事 ・医療救護チームの編成に関する事 ・日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関する事 ・医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 ・指定避難所等における被災者の健康管理に関する事 ・感染症対策に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・指定避難所等における被災者の精神のケアに関する事
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	都市計画課	【発災から3時間以内に着手する】 ・都市公園の被害状況調査及び対策に関する事 ・交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・障害物の除去に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・被災後の都市計画及び復興計画に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	土木班 (都市計画課長)	開発指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・公営住宅の被害調査に関する事 ・住宅の被害状況調査に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・住宅の応急危険度判定に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の設置及び管理に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	土木班 (都市計画課長)	プロジェクト 推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・土木業者、建設業者との連絡調整に関する事 ・災害対策に必要な建設機械の供給に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	建設課	【発災から3時間以内に着手する】 ・道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関する事 ・緊急輸送道路の確保に関する事 ・道路の通行規制に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	【発災から3時間以内に着手する】 ・水道施設の被害調査及び対策に関する事 ・下水道施設の応急復旧に関する事 ・下水道施設の被害調査及び対策に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 【発災から12時間以内に着手する】 ・飲料水の確保及び応急給水に関する事 ・水道施設の保全に関する事 ・工事業者との連絡調整に関する事 ・飲料水（上水道）の水質保全に関する事 ・下水道施設の保全に関する事 ・節水、断水及び給水に関する広報に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
教育部 (教育部長)	学校班 (学校総務課長)	学校総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・学校関係施設の被害調査及び対策に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・学用品等の給与に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		教育指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・児童・生徒等の避難に関する事 ・児童・生徒等の被災状況の調査に関する事 ・教職員の動員に関する事 ・被災児童・生徒等の救護及び応急教育に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救援物資の受入れ、管理に関する事 ・施設利用者の安全確保に関する事 ・所管施設、文化財の被害調査に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
消防部 (消防団長)	消防班 (消防団本部員)	消防団各分団	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所の開設等に関する事 ・避難・誘導に関する事 ・防火・水防に関する事 【発災から12時間以内に着手する】 ・被災者の救助・救出及び捜索に関する事 【適時着手する】 ・その他本部長の特命事項に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長補佐)	議会事務局	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認及び被災状況の把握に関する事 ・市議会災害等対策会議の設置・運営に関する事 ・地域の被災状況等、情報収集に関する事 <hr/> <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員への情報提供に関する事 ・議員からの照会等への対応に関する事

第2節 動員

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係班	全班

第1 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生の恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

また、配備体制や職員の動員などについては、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第2節 動員」に準じて実施する。

1 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員
情報収集体制	①市域で震度4を観測したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。警戒体制に移行できる体制とする。
警戒体制 災害警戒本部を 設置	①市域で震度5弱を観測したとき ②南海トラフ地震に関する情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班（各部及び各課で予め定めた要員を配備）
非常体制 災害対策本部を 設置	①市域で震度5強を観測したとき ②その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部体制を構成する対策班（全職員を配備）

2 参集手段

参集手段については、交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、バイク、自転車又は徒歩により参集する。自家用車は、災害応急対策活動の妨げとなるので原則として使用しない。

第3節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方	
この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 通信手段の確保

市は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。詳細は「第2編 風水害等対策計画 第3章第5節 通信」に定める。

第2 地震情報の収集・伝達計画

気象庁から発せられた地震情報を市及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的に市民に伝える。

1 地震情報の収集

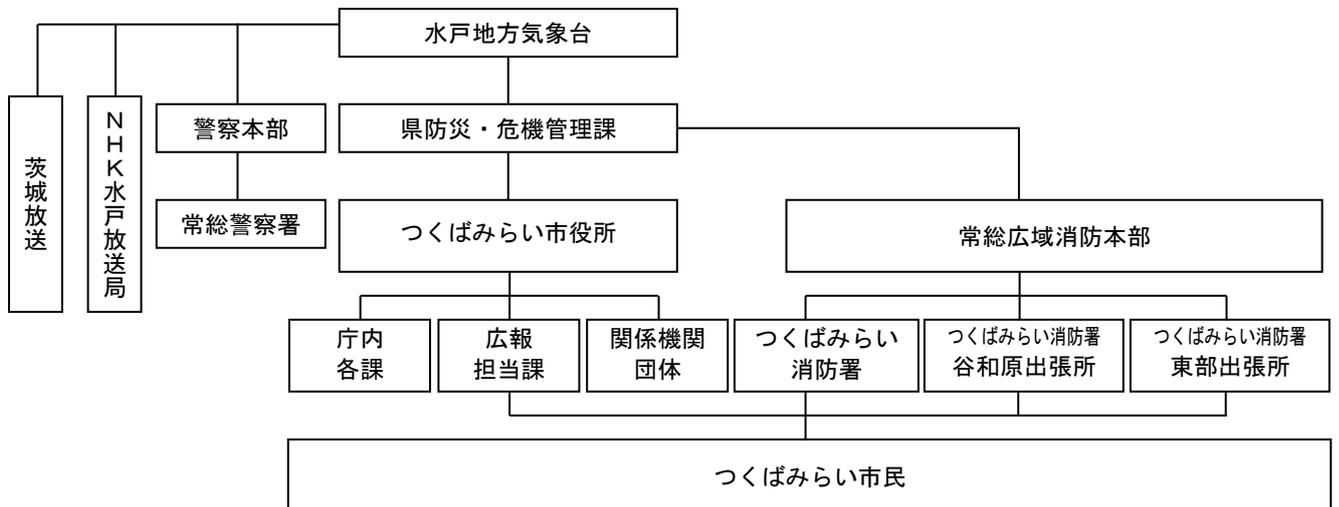
気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期に確立するとともに、必要な機関に対し、情報を迅速に伝達する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地名と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 ※地震が多数発生した場合は、震度3以上の地震のみについて発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。

遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合 	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述し発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや自身が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 地震情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統



(2) 市民への情報伝達

収集した地震情報は庁内各課へ速やかに伝達し、初動体制について判断するとともに、広報担当を通じて、防災行政無線、防災アプリ、登録制メール、広報車、ホームページ、SNS、Yahoo!防災速報、Lアラート等により市民へ情報伝達を行う。

3 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ①大津波警報、津波警報津波注意報発表時 ②震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ①大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ②震度5弱以上 ③社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	①定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

4 異常現象発見者の通報

地割れ、山鳴り等災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。通報を受けた市長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に市民、その他の団体等に周知しなければならない。

5 災害情報の報告

(1) 消防庁(直接即報基準)への報告

「火災・災害等即報要領」に基づき、震度5強以上を観測した場合(被害の有無を問わない)は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後も引き続き報告する。

(2) 県（災害対策本部）への報告

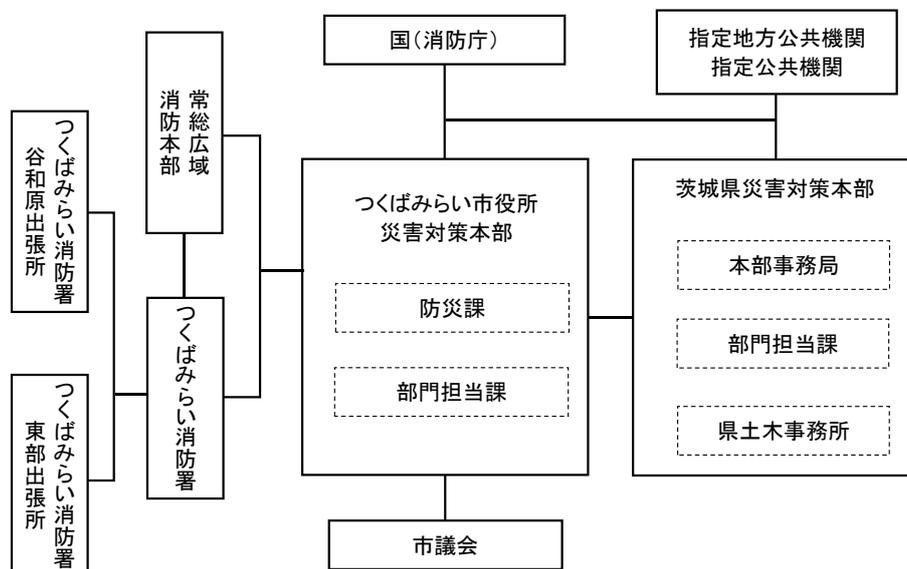
被害情報、措置情報は、「茨城県被害情報等報告要領」により報告するとともに、「火災・災害等即報要領」に基づき、震度4以上を観測した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては国（消防庁）へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

＜報告先＞		
茨城県防災・危機管理課	電話 029-301-2885（直通）	FAX 029-301-2898
消防庁応急対策室	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
休日・夜間用報告先(宿直室)	電話 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

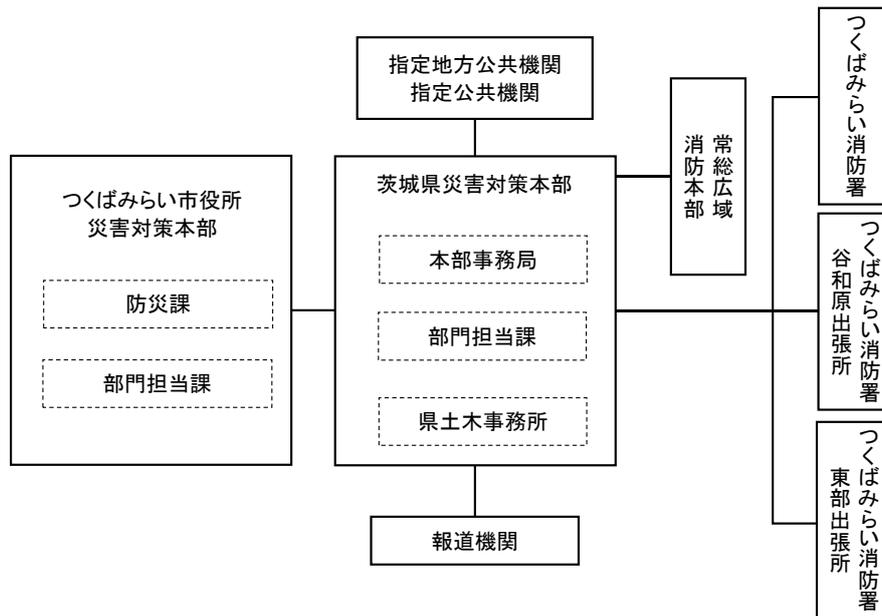
ア 報告すべき事項

- ①災害の原因
- ②災害の発生日時
- ③災害の発生場所又は地域
- ④被害の状況
- ⑤災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- ⑥その他必要な事項

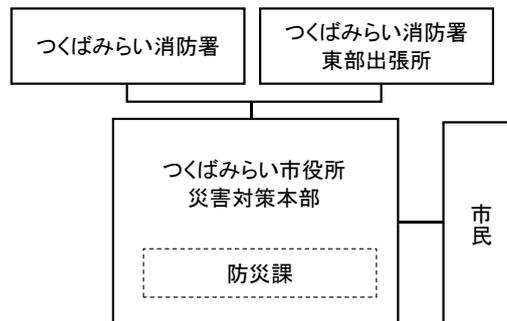
図：電話・FAX等によるルート



図：茨城県防災情報ネットワークシステム



図：防災行政無線



第3 災害情報の広報

1 広報内容

(1) 被災地の市民に対する広報内容

市は、被災地の市民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、広報においては、聴覚障がい者や視覚障がい者に配慮するものとする。

- ①火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒等）
- ②避難指示等の出されている地域及び内容
- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥指定避難所等、医療救護所の開設状況

- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の市民に対する広報内容

被災地外の市民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするために協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地の市民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難指示等が出されている地域及び内容
- ②流言飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦全般的な被害状況
- ⑧防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 広報手段

市内の資器材を活用して次の方法により、市民等への広報を行う。

- ①防災行政無線
- ②広報車による呼びかけ
- ③ハンドマイク等による呼びかけ
- ④ビラの配布
- ⑤インターネット（防災アプリ、メール、ホームページ、SNS）
- ⑥立て看板、掲示板等
- ⑦Lアラート
- ⑧県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）
- ⑨テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

2 報道機関への情報発表の方法

市は、災害の状況が把握され次第、報道関係機関に対し発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

(1) 報道機関との連携

市は、災害の広報活動を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

(2) 自衛隊等への広報活動の要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

(3) 県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）の活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び指定避難所等を開設又は閉鎖した場合、県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）に迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施するものとする。

第4節 応援・受援

■基本的考え方

この計画は、大規模な災害が発生し、市単独での対応が困難と判断された場合に、自衛隊及び周辺市町村の応援、派遣を要請するために必要な措置について定めるものである。

関係班	本部統括班、受援班
-----	-----------

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保は「第2編 風水害等対策計画 第3章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に定める。

第2 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保は「第2編 風水害等対策計画 第3章第25節 応援・受援」に定める。ただし、受入施設は、下記の代替場所とする。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

第5節 被害軽減対策

■基本的考え方	
この計画は、地震被害を最小限に抑えることを目的とし、災害発生時の迅速な避難行動、消火活動及び応急医療を行うために必要な措置について定めるものである。	
関係班	全班

第1 避難行動

1 避難指示等

(1) 避難指示等を行う者

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携をとりながら実施するものとする。また、法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

ア 避難指示等を行う者

- ①市長(災対法第60条)
- ②警察官(災対法第61条、警察官職務執行法第4条)
- ③水防管理者(市長、市水防事務管理者)(水防法第29条)
- ④知事又はその命を受けた県職員(災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- ⑤災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る(自衛隊法第94条))

イ 市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示等を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

ウ 警察の役割

警察官は、大規模な災害に起因して市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、又は市長から要請があった場合は、市民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。警察官は、市長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

エ 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

(2) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難指示等の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、また、市民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域の市民に対し避難指示等を行う。

◆避難指示等

発令基準	①地震等により状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ②地震災害が発生した後、二次災害の恐れが迫っていると認められるとき ③その他緊急に避難する必要があると認められるとき
-------------	---

(4) 避難指示等の内容

避難指示等をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ①避難対象地域(地区名)
- ②避難指示等の理由
- ③避難先(指定避難所及び指定緊急避難場所など)
- ④その他必要な事項(警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)

(5) 避難指示等の伝達

ア 関係地域の市民等への周知

避難指示等をした場合は、速やかに関係地域の市民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。なお、避難指示等の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

(ア) 市民への周知・伝達の手段

- a 防災行政無線等の利用
- b ラジオ・テレビ等メディアの活用
- c 広報車の利用
- d 周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- e 文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用
- f その他あらゆるメディアを使った呼びかけ

(イ) 知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに知事に報告するものとする。

- a 避難のため立ち退き指示等したとき。
- b 避難の必要がなくなったとき。
- c 避難のため立ち退き先を指示したとき。
- d 警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については、次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- a 発令者
- b 発令の理由及び発令の日時
- c 避難の対象区域
- d 避難先
- e その他

(ウ) 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難指示をしたとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- a 県の関係機関(つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- b 指定避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- c 避難のため、近隣市町村への協力を求めなければならない場合を想定して、近隣市町村に対しても連絡を行う。

2 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導方法

(1) 避難の誘導を行う者

ア 危険地域における誘導

避難指示等が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。配置された職員等は、本部からの指示・情報等の収受にあたり、警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。地区ごとの避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

イ 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパーマーケット等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部から派遣された複数の市職員とで協力し、安全な地域へ誘導する。

ウ 要配慮者利用施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など要配慮者利用施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難場所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、要配慮者利用施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

エ 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 避難の方法

ア 避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

イ 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用品等とする。

ウ 避難順位

災害時要配慮者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

4 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置及び周知

①発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、避難指示等の発令とあわせて指定避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。指定避難所及び指

定緊急避難場所は別表（資料編6 指定避難所等）に示す学校、公民館等の既存建物を利用することを原則とし、これを市民に周知徹底するが、災害等により指定緊急避難場所の使用が不能になった場合、あるいは指定避難所に受入れできなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

- ②指定避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に受入れを委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- ③指定避難所及び指定緊急避難場所には標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他トイレ等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ④災害時要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- ⑤必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- ⑥避難者に対する通信連絡手段を確保するため、NTT東日本茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

5 避難者の実態把握

（1）避難者名簿の作成

指定避難所及び指定緊急避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難した市民等に対して各世帯単位に記入してもらう。記入されたカードから避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

（2）災害時要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。また、本人の同意の上で、消防署や自主防災組織などに提供できる名簿を作成する(名簿情報漏えい止等の措置が必要)。

6 指定避難所等に関する報告

指定避難所等を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ①指定避難所等開設の日時、場所及び施設名
- ②受入れ状況及び受入れ人員

7 災害救助法による指定避難所の設置

市に救助法が適用された場合の指定避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

第2 緊急輸送

1 緊急輸送の実施

震災による被災者の救護活動並びに応急対策に必要な人員、物資及び資材等を迅速かつ円滑に輸送するため、関係機関の協力を得て緊急輸送体制を整備する。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ②消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ①前記①の続行
- ②食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ③傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- ①前記②の続行
- ②災害復旧に必要な人員、物資
- ③生活用品
- ④郵便物
- ⑤廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、予め県から指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに土浦土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施する。

第3 消火活動

1 消防署による消火活動

(1) 消防活動体制の整備

市は、消防署とともに、市域における地震による災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について計画を立案しておく。また、その区域内における地震に伴うがけくずれ等の被害想定について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

(2) 被害情報の収集・伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等により、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

市及び消防本部は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないように努める。

(3) 同時多発火災への対応

市及び消防本部では、震災時における同時多発火災への迅速な対応を図るため、予め震災を想定した防御計画の策定を進める。

防御計画の策定にあたっては、市街地の状況、地震による被害想定状況(建物倒壊、火災延焼想定)等を考慮して作成するとともに、実際の消火活動にあたっては、防御計画とともに次の原則に基づき鎮圧にあたるものとする。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

具体的には、指定緊急避難場所までの避難路を確保するための沿道火災地域を優先する。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

具体的には、市域中心部の木造家屋が多数集積している地域で、延焼による多数の被害が想定される。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

具体的には、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス等の貯蔵施設が多数立地する地域が対象となる。

オ 火災現場活動の原則

①出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

②火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

③火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(5) 応援隊の派遣

市が被災を受けていない状況にあり、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として要請があった場合は、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

2 市民、自主防災組織、企業による消火活動

(1) 出火防止

地震発生後、市民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等を呼びかけ、火災が発見された場合は消防署に通報し、近隣の市民とともに初期消火にあたる。

(2) 消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防署の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 企業の消火活動への協力

企業の自衛消防隊は、消防署と連携して消火にあたる。

3 救助・救急要請への対応

(1) 消防署による救急・救助活動

ア 救助・救急活動の原則

震災時の救助・救急活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

①重傷者優先の原則

救助・救急措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

②災害時要配慮者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救急活動は、幼児・高齢者・障がい者等の災害時要配慮者を優先して実施する。

③火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

④効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

⑤大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。

イ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

ウ 医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

エ 後方医療機関への搬送

- ①医療救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- ②消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。

オ 応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

カ 応援隊の派遣

市が被災していない場合、市長は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防署と協力して救急・救助活動を行う。特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出勤できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による救助・救急活動

地震発生後、消防署による早急な救助・救急活動が困難な場合も想定されるため、市民及び自主防災組織等は、協力して、自主的な救助・救急活動を実施する。

4 水害防止活動

震災時における水防活動は、「第2編 風水害等対策計画 第2章第1節 水害予防」、及び水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び対象地域の市民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により、適切な開閉等の措置を講じる。

第4 応急医療体制

応急医療体制は「第2編 風水害等対策計画 第3章第16節 医療・助産」に定める。

第5 危険物等災害対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、湖沼等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 危険物流出対策

(1) 連絡体制の確保

ア 危険物取扱事業所の対応

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、予め定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

イ 市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、河川への流出及び流出の恐れがある場合は、河川管理者に、その旨を速やかに報告する。

(2) 対象地域の市民に対する広報

市は、防災行政無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て対象地域の市民への周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処理の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに措置を講ずるとともに、保健所、警察署または消防署に連絡するとともに、併せて、市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び市民の誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、警察署、消防署と協力のうえで市民への広報活動及び避難誘導を行う。

(3) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

有害物質の漏えいや建築物等の倒壊・損壊による石綿の飛散が懸念される場合は、「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル（平成 29 年 9 月環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づいて対応する。

第6節 被災者生活支援

■基本的考え方	
この計画は、被災者の生活を支援していくために必要な、避難生活の確保や健康管理、ボランティア活動の支援、各種生活情報、相談窓口業務、応急教育などを効果的かつ円滑に実施していくため定めるものである。	
関係班	本部統括班、救助班、運輸調査班、救護班、防疫班、農業商工班、上下水道班

第1 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

市は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

1 登録窓口の設置

発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等から成る調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(1) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

(2) 調査結果の報告

調査結果を統括し、救助法の適用、指定避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

3 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2 指定避難所等の開設・運営

指定避難所等の開設・運営は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 避難」に定める。

第3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理」に定める。

第4 ボランティア活動の支援

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ①市及び関係機関からの情報収集
- ②被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- ⑧ボランティア保険加入事務
- ⑨関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動

2 災害ボランティアセンター及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア担当窓口の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

3 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ①災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ②避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- ④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤その他被災者の生活支援に必要な活動

4 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

5 ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の加入者に対する助成に努める。

第5 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに住民代表、民生児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合には、数カ所の指定避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ①家族、縁故者等の安否
- ②不足している生活物資の補給
- ③指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④メンタルケア
- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 災害時要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員、及びボランティア等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、コミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ②病院通院介助
- ③話相手
- ④応急仮設住宅への入居募集
- ⑤縁故者への連絡

2 相談窓口の設置

総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。この総合窓口は、地震災害時の被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(1) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- ①生命保険、損害保険(支払い条件等)
- ②家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD(心的外傷後ストレス障害))
- ⑤外国人(安否確認、震災関連情報等)
- ⑥住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧消費(物価、必需品の入手)
- ⑨教育(学校)
- ⑩福祉(障がい者、高齢者、児童等)
- ⑪医療・衛生(医療、薬、風呂)
- ⑫廃棄物(ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ⑬金融(融資、税の減免)
- ⑭ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- ⑮手続(り災証明、死亡認定等)
- ⑯複合災害に関する相談(例:原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

第6 生活救援物資の供給

1 食糧の供給

食糧の供給は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第10節 食糧供給」に定める。

2 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第11節 衣料・生活必需品等供給」に定める。

3 応急給水の実施

応急給水の実施は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第12節 給水」に定める。

第7 応急教育

応急教育は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第23節 児童・生徒等の安全確保・応急教育等」に定める。

第7節 災害時要配慮者の安全確保対策

災害時要配慮者の安全確保対策は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第13節 災害時要配慮者安全確保対策」に定める。

第1 福祉避難施設の指定

市は、避難生活を余儀なくされている災害時要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設の管理者に対して、災害時に災害時要配慮者を受入れるように要請するとともに、福祉避難施設を予め指定する。

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は「第2編 風水害等対策計画 第3章 第14節 帰宅困難者対策」に定める。

第9節 救助法の適用

救助法の適用は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第27節 救助法の適用」に定める。

第10節 応急復旧・事後処理

■基本的考え方	
この計画は、被災後における二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図るため、被災した建築物及び公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行うとともに、被災地の清掃、防疫活動を行うために必要な措置について定めるものである。	
関係班	全班

第1 建築物の震後対策

大規模な地震が発生した場合、関係各部署及び県、その他関係団体等と連携し、被災した建築物の震後対策を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	①公共施設・主要施設の安全点検の実施 ②建築物の応急危険度判定の実施 ③応急危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後8日目以降 14日目まで	①「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告 ②「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進 ③余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

第2 応急危険度判定

上記の震後対策を実施するために、以下の方法により応急危険度判定を行う。

1 判定士等派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 被災建築物応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ②判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の応急危険度判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③判定結果の責任については、市が負うものとする。

(2) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災建築物応急危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③判定は、原則として「目視」により行う。
- ④判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑤判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ、判定を行う。
- ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。

3 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

ア 判定の基本的事項

- ①被災宅地危険度判定は、市が実施する。
- ②判定結果の責任については、市が負うものとする。

イ 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地危険度判定士の指揮、監督を行う。

(2) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。

4 住宅の応急修理

詳細については、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理」に定める。

第3 土木施設の応急復旧

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

ア 道路被害情報の収集・伝達と応急措置

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、都市建設部による調査活動、パトロール、県土木事務所、警察署等への照会、参集職員からの情報収集、その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置(迂回路の選定、誘導員による通行等)を実施し、交通の確保に努める。

イ 道路占用施設被害情報の収集・伝達と応急措置

市は、上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間が無い場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等、市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡をする。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた道路については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

ア 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

イ 応急復旧方法

応急復旧の方法はおおむね次の内容とし、現地の災害状況に応じて具体的に適宜判断するものとする。

- ①倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し、堆積する。
- ②鉄骨性構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。
- ③路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
- ④路面の亀裂、地割れについては、土砂充填等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
- ⑤橋梁取り付け部の段差については、土砂・木材等の仮設、アスファルト混合物による応急的な「すりつけ工」等により、自動車走行に支障の無い程度に応急復旧する。
- ⑥がけくずれによって通行が不能となった道路については、建設業協会に依頼し、崩壊土の搬土作業を行う。

また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土す

るか、ネットで移動を防止する。または、路側に崩土防止柵工を行う。

⑦落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関へ連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

⑧上記作業について、市限りで実施が困難な場合は、速やかに県又は自衛隊への応援要請の手続をとる。

ウ 二次災害防止対策

道路管理者は地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害防止に努める。

2 河川管理施設の応急復旧

地震等により堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、各施設を所管する機関と協力の上、応急復旧に努めるものとする。

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

①水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

②河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。

(2) 応急復旧対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立て、復旧する。また、水門及び排水機等が故障、停電等により、運転が不能になった場合には、土のう、矢板等により応急に締切を行い、動力ポンプ等を設置して内水の排除に努める。

3 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

受益土地改良区は、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設に

については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

第4 ライフラインの施設の応急復旧

1 電力施設の応急復旧（実施主体：東京電力パワーグリッド株式会社）

(1) 応急復旧の実施

ア 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を利用して行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

①情報の収集、報告

災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(ア) 一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- c 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- d その他災害に関する情報（交通状況等）

②当社被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項
- (エ) 従業員の被害状況
- (オ) その他災害に関する情報

③情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告および独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④通話制限

- (ア) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- (イ) 非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めるときは、本社にあっては防災担当部（室）長、原子力発電所、総支社、電力所および第一線機関にあっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

①広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (オ) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断機の取付を推進する。
- (カ) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感振ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- (キ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (ク) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (ケ) その他事故防止のため留意すべき事項。

②広報の方法

広報については、防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

①対策要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (イ) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- (ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

②対策要員の広域運営

他電力会社、株式会社 J E R A、電源開発株式会社ならびに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

①調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 本（支）部相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

②輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

③復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防署等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における応急工事

①応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速・適切に実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用による通信を確保する

ク 復旧計画

①本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧資材の調達
- (エ) 電力系統の復旧方法
- (オ) 復旧作業の日程
- (カ) 仮復旧の完了見込
- (キ) 宿泊施設、食糧等の手配
- (ク) その他必要な対策

②上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ケ 復旧計画

電気設備の復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②重要施設に配電する中間・配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視および保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2 NTT東日本茨城支店

(1) 電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する指定避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や指定緊急避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

表：電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防災機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び1順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

- ①電話サービス（固定系・移動系）
- ②総合デジタル通信サービス
- ③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- ④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- ⑤衛星電話サービス

表：大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、指定緊急避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要 通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び 重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日※以内を目標とする。

※激甚な災害等発生状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

3 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

水道事業管理者、建設部は次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ①施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ②施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や指定避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ③施設復旧にあたる班編制（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ④被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ⑤応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ⑥応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 取水施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、近隣市町村は、県、国、その他関係機関の協力を得て、水源を確保する。

(ウ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

エ 市民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

オ 災害対策マニュアル

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、市と建設業協会等において協定を締結している。

4 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

ア 緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

イ 仮設トイレの設置

指定避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場、終末処理場

停電のため、終末処理場のポンプ設備の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

ポンプ場及び終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

ウ 市民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第5 清掃・防疫・障害物の除去

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害時の災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物の処理

市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

表：災害廃棄物の発生原単位

建物被害等	発生原単位
全 壊	117 トン/棟
半 壊	23 トン/棟
床上浸水	4.60 トン/世帯
床下浸水	0.62 トン/世帯

資料：災害廃棄物対策指針

表：災害廃棄物の種類別発生原単位

(トン/棟)

災害廃棄物の種類	発生原単位 (全壊)	発生原単位 (半壊)
木くず (柱角材)	3.510	0.690
コンクリートがら	67.860	13.340
コンクリートがら (瓦)	1.500	0.295
金属くず	3.510	0.690
可燃物	9.160	1.801
不燃物	29.288	5.757
腐敗性廃棄物 (畳)	0.200	0.039
廃家電製品 (家電4品目)	0.272	0.054
その他処理困難な廃棄物等 (石膏ボード)	1.700	0.334
計	117.000	23.000

※災害廃棄物対策指針の発生原単位と種類別の割合から設定した。ただし、瓦、石膏ボード、畳及び家電4品目については災害廃棄物対策指針に記載されていないため、以下の資料を基に設定した。

- ・瓦、石膏ボード及び畳：「災害廃棄物の発生原単位について (第一報) 国立環境研究所」の発生原単位を用いた。
- ・家電4品目：「平成26年度における家電リサイクル実績について (環境省)」「平成26年全国消費実態調査 (総務省)」から家電4品目の平均重量と平均保有台数から推計し設定した。

※床上浸水、床下浸水については、国等において災害廃棄物種類別の発生原単位が明確に示されていない。

イ 広域処理

市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び(一社)茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

ウ 災害廃棄物処理計画

市は、地域防災計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、同計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。

(2) し尿処理

ア し尿処理排出量の推計

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、指定避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

このため、市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やか

に、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

イ 広域処理

市は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

2 防疫

（1）防疫組織の設置

防疫班が中心となって防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

（2）防疫措置

災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

（3）防疫計画及び対応策

地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を立案しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

（4）消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

（5）防疫措置等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

（6）患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難場所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をつくば保健所長に報告する。

(9) 医療ボランティア

薬剤師会等関係団体に対し、必要に応じて、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

災害によって建物、又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

(3) 河川・湖沼の関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、湖沼区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第6 行方不明者等の搜索

1 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防署、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティアと協力して搜索する。ただし、救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

3 応援要請

被災地が広範囲であり、市限りでの捜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ捜索の応援を要請するものとする。

- ①遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ②遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ③応援を要請する人員又は舟艇・器具等

4 遺体の収容(安置)、一時保存

(1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

5 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第3章 震災復旧・復興

第1節 被災者の生活の安定化

■基本的考え方

この計画は、震災時における被災者の自立的生活を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるために定めるものである。

関係班

管財出納班、運輸調査班、農業商工班、市民班、救助班、土木班

第1 金融及びその他の資金計画

金融及びその他の資金計画は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」に定める。

第2 租税等の特例措置

租税等の特例措置は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第5節 その他の保護」に定める。

第3 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第5節 その他の保護」に定める。

第4 住宅建設の促進

1 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成し、県に報告する。

2 事業の実施

建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入所者の選定

特定入居を行うときの選定基準を作成し、選定基準に従って入所者の選定を行う。入所者の選定後速やかに県に報告する。

第2節 被災施設の復旧

■基本的考え方

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立案し、早期復旧を目標にその実施を図るために定めるものである。

関係班

全班

第1 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画の策定は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第1節 公共施設の災害復旧」に定める。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」に定める。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3節 激甚災害の指定

■基本的考え方	
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。	
関係班	本部統括班

第1 災害調査

激甚災害が発生した場合には、市は、県と密接な連携を図りながら、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

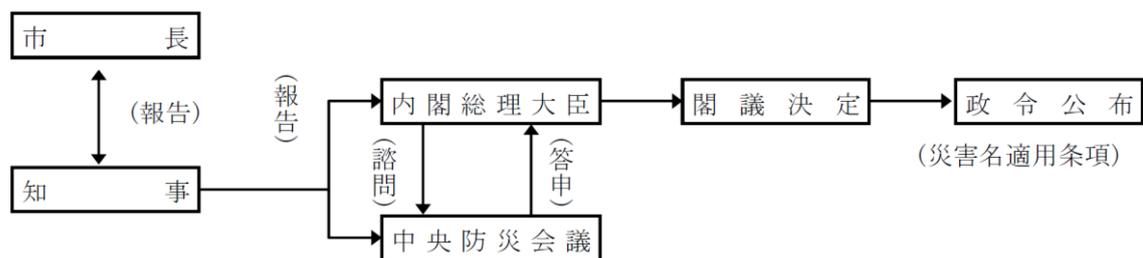
市は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県に報告するものとする。また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力をする。

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、関係する部署は速やかに関係調書等を作成し、県に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

図：激甚災害の指定手続きの流れ



第4節 災害復旧・復興

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第6節 災害復旧・復興」に定める。

第4章 南海トラフ地震の警戒宣言発令時の対応措置

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。

本報告を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。

本章の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。